

# 町民ポスト

投函日 8/7

氏名 匿名希望 住所

## ご意見

町職員による191万円着服事件について

今回報道された町職員による着服事件について問います。  
報道内容によると4回にわたり計191万円を着服したとあります。これは単なる「出来心」などではなく、手口は稚拙とはいえ計画性もかなりの悪質な犯罪行為と感じています。

このような悪質な犯罪行為に対し、町長、副町長が1ヶ月10%の減給というパフォーマンスで幕引きされること事態、この町のコンプライアンスの不在を強く感じざるを得ません。

本来、このような事例では、まず着服した当事者の実名公開があたりまえで、さらには刑事訴訟を行なうのが当然と考えます。このままでは町職員は「この程度」の不祥事は日常茶飯事で、別に「問題視するほどではないこと」と言っているのと変わらないと思いますがいかがでしょうか？

この際、全職員に対して過去にさかのぼり、第三者による不祥事の徹底的な調査を実施して、その結果を公開することが今回の不祥事の再発防止のためにも必要なのではないのでしょうか？

## 回答

所管課

総務課

今回、町職員が横領により懲戒免職となる事案が発生してまいりましたことは、町としても大変残念なことであり、町民の皆様方の信頼を大きく損ねるといった重大な案件であると認識しております。

また、これまでも公金等の適切な取り扱いについて、適宜注意喚起、指導を行ってきたところでありますが、今回の事案の受け、現在その再発防止策検討にあたり、改めて組織全体の状況確認をしているところであります。

なお、懲戒処分公表に関しましては、人事院通知や他の自治体の状況を参考に、公表指針を定めたところであり、その中では個人が特定されないことを基本としているところでありますので、実名の公表は予定していないことを、ご理解願います。

また、行われた行為自体は決して許されるものではありませんが、全て弁済されており損害が発生していないこと、職員の懲戒処分の中では一番重い量定である免職処分としたこと、公表指針に基づき、町ホームページ・報道機関等を通じ、一般公表したことなどを考慮し、町としては、告訴はしない方針としたところであります。

いずれにしても、今後同じような事案が発生しない・させないよう、その再発防止策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。